

令和3年8月10日

産科医療機関の皆様へ

公益社団法人日本産科婦人科学会
理事長 木村 正
公益社団法人日本産婦人科医会
会長 木下 勝之

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）第5波 医療体制のひっ迫に際しての妊婦のコロナ感染症に対する対応のお願い

目下全国的に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）第5波が全国に波及し、各地域で医療体制のひっ迫が起こる心配が出てきました。

現在は30代以下の陽性者が50%を超え、若い世代での感染例が急増し、妊娠中の陽性者も相次いでいることから、各都道府県においては下記に準じた迅速、適切なお対応をお願いします。

記

●かかりつけの妊婦の陽性症例を速やかに把握するようにしてください

内科、発熱者外来などで新型コロナウイルス陽性と判明した妊婦は、その後保健所に登録され、搬送調整等となりますが、現在、著しい患者増で、地域によっては、保健所の機能がマヒする恐れがあります。

妊婦から直接情報を受けた場合には、各都道府県でのコロナ妊婦・周産期対応（周産期医療協議会、リエゾン担当等）の窓口を通して適切、迅速な入院対応が可能となるよう手配のほどをお願いします。

●妊婦受け入れ体制の確保をお願いします

① 感染者の受け入れ病床が流行地ですでにひっ迫してきていますので、各都道府県の周産期医療体制【周産期医療協議会、リエゾン担当、基幹的な総合周産期母子医療センター（新生児管理も含む）等の調整】で妊婦の治療、分娩管理、母児等への対応が遅滞なく円滑に進むよう緊急事態下での県内の医療機関との受入れ体制の調整をお願いします。

② 感染症患者が著増し、医療崩壊の状況が万一発生した場合を考えると、妊婦でも医療機関への搬送と入院管理が不可能となることも想定されます。そのような状況下では非常時対応として、在宅環境での健康管理、さらには新型コロナウイルス感染症罹患妊婦の出産や帝王切開等も、厳重な感染防御対策の下で、自施設等でも行わねばならない事態もあり得ると考えています。特に著増する流行地においては、あらかじめこれらの緊急事態も想定した体制の準備を進めておくをお願いします。

以上